

「隠岐の島町消費喚起・物価高騰対策プレミアム付商品券事業」
取扱加盟店募集要項

1. 事業の目的

昨今のエネルギー価格の高騰やこれらに関連した物価高騰等の影響により隠岐の島町内では消費活動が停滞しています。当商工会では、こういった町内経済の状況を鑑み、地域経済の活性化と消費の下支えを図ることを目的として、隠岐の島町内で使用できる「プレミアム付商品券」を販売します。

2. 商品券発行概要

名称	隠岐の島町消費喚起・物価高騰対策プレミアム付商品券事業
発行総額	2億5千万円以内
発行枚数	券面額500円を50万枚以内
最低発行単位	1シート(500円券×10枚)
券種	1シートあたり、共通券500円を6枚と専用券500円を4枚とする。 ※共通券は全ての取扱加盟店で使用可。 ※専用券は大型店(小売店)での使用不可(但しテナントは除く)。
発行価格	1シートあたり5,000円(500円券×10枚)
販売価格	1シートあたり4,000円
購入限度額	購入対象者1人あたり10シート(発行価格50,000円)を購入上限とする。
購入対象者	商品券購入申込期間内において隠岐の島町に在住する個人
購入申込期間	令和6年3月14日(木)～令和6年4月12日(金)
購入申込方法	購入申込専用のハガキに必要事項を記入のうえ、申込期限までに所定の提出方法にて申し込む。
使用期間	令和6年4月22日(月)～令和6年7月31日(水)
使用区域	隠岐の島町内の全域
取扱店	隠岐の島町内に所在する事業者で商品券取扱加盟店に加入した者。 ただし、当事業の目的を勘案し、これにそぐわない業種・業態等の事業者については対象外とする。
換金請求期間	令和6年4月22日(月)～令和6年9月2日(月)
換金場所	隠岐の島町商工会(本所)、役場各支所・中出張所 計5か所

3. 商品券取扱加盟店

(1) 加入資格

町内に所在する全ての事業所とする。

なお、当事業の目的等を勘案し、これにそぐわない業種等については加入資格対象外とする。

(2) 小売業大型店の取扱

小売店で売場面積が概ね1,000㎡以上の店舗(ただし、テナントは除く)及び小売店で大資本を元手としたチェーンストア等については大型店として登録し、共通券のみの使用を認める。

これらの判断は隠岐の島町商工会にて決定する。

【令和6年3月7日時点での大型店登録対象店舗】

「サンテラス」「ヤマダ電機テックランド隠岐店」「ショッピングセンターひまり」「エディオン隠岐店」
「ドラッグストアウェルネス隠岐の島店および西郷店」「ジュンテンドー西郷店」

(3) 参加登録料

無料

(4) 取扱加盟店の表示

取扱加盟店は、商品券使用者が容易に取扱加盟店であることが分かるように、「取扱加盟店ポスター（A2版）」を店頭等に掲示すること。

(5) 商品券の使用対象外の商品・サービス

以下の各号(①から⑩まで)については、商品券による商品の販売、サービスの提供等ができません。

【商品券の使用対象にならないもの】

- ① 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金、町の指定ゴミ袋等)
- ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ、加熱式タバコ用カートリッジ等の法律などにより定価以外での販売が禁止されているものの購入
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋の購入、家賃・地代・月極駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 旅客・貨物の運送料金の支払い(タクシー料金は除く)
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換(チャージ等)
- ⑧ 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業にかかる支払い
- ⑩ 特定の宗教団体、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪ 商品券の交換又は売買
- ⑫ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

(6) 商品券の換金方法

【換金手続方法】

取扱加盟店は、隠岐の島町商工会が定める換金請求窓口に「取扱加盟店登録証明書」を提示するとともに、令和6年7月31日までの特定取引において受け取った商品券を、プレミアム付商品券換金請求書に必要事項を記入のうえ換金請求期間内に提出し、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

【換金請求窓口】

隠岐の島町商工会(本所)、隠岐の島町役場各支所・出張所

【換金請求期間】

令和6年4月22日(月)～令和6年9月2日(月)

4. 取扱加盟店への説明

取扱加盟店募集要項を全取扱加盟店へ配布する。
また、その他必要に応じ隠岐の島町商工会から個別に説明をおこなう。

5. その他商品券の取扱いに関する留意事項

- ① 券面額未満での使用の際、お釣りの対応はいたしません。
- ② 1回当たりの使用額に上限は設けません。ただし、第三者への商品券の譲渡等が疑われる場合は、商品券での取引を一旦保留し、隠岐の島町商工会へご連絡ください。

6. 取扱加盟店への申込方法

(1) 申込方法

「隠岐の島町プレミアム付商品券取扱店申込書」に必要事項を記入し提出する。

※申込書は、隠岐の島町商工会ホームページまたは隠岐の島町役場ホームページからダウンロードできるものとする。

※ 隠岐の島町商工会ホームページは

URL:<http://oki.shoko-shimane.or.jp/>



(2) 募集期限

令和6年7月31日までの随時募集とする。

※なお、令和6年3月26日を第1次募集期限として定め、第1次募集で申し込みのあった事業所については、購入対象者向けに発送(令和6年4月頃発送分)する「取扱加盟店一覧表」に掲載し周知する。第1次募集後に申し込みのあったものについては、隠岐の島町商工会及び隠岐の島町役場のホームページに掲載する「取扱加盟店一覧表」に随時追加し周知する。

(3) 申込書提出先及び提出方法

- ・申込書提出先 隠岐の島町商工会本所
住所:隠岐の島町中町目貫の二・54番地1
電話:08512-2-1157 FAX:08512-2-5984
- ・提出方法 持参またはFAX